

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月5日（木曜日）午前10時00分 開 議  
午後 2時12分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 伊藤新一 議員  
2. 木村 恵 議員  
3. 今野 宙 議員  
4. 安藤 繁 議員  
5. 北市 勲 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
4	5	安藤 繁	1. 太陽光発電について 2. 安全・安心なまちづくりについて 3. 教育問題について
5	8	北市 勲	1. 観光振興について 2. 農業振興について 3. 防災対策について 4. 健全な行財政の運営について 5. 空き家対策について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	7	伊藤 新一	1. 公共施設等の空調設備整備について 2. 熱中症対策について 3. 犯罪被害者支援について
2	1	木村 恵	1. 地域コミュニティの現状と今後について 2. 遊休公共施設等の活用について 3. 炭鉱遺産の今後について 4. マイナンバーカードについて
3	2	今野 宙	1. 一般行政について

○出席議員 10名

- 1番 木村 恵 君  
2番 今野 宙 君  
3番 丸山 勝正 君  
4番 渡部 修之 君  
5番 安藤 繁 君  
6番 若山 武信 君  
7番 伊藤 新一 君  
8番 北市 勲 君  
9番 御家瀬 遵 君  
10番 竹村 恵一 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 畠山 渉 君  
教育委員会教育長 高橋 雅明 君

監査委員	目黒雅晴君
選挙管理委員会 委員長	大川佳彦君
農業委員会 会長	吉本政史君

---

副市長	永川郁郎君
総務課長	櫻庭敏夫君
企画課長	成田博之君
財政課長	丸山貴志君
税務課長	柳町隆之君
市民生活課長	斎藤政弘君
社会福祉課長	高橋脩君
介護健康推進課長	千葉睦君
商工労政観光課長	磯貝直輝君
農政課長	安原敬二君
建設課長	清水亘君
上下水道課長	平田亘君
会計管理者	山口正己君
あかびら市立病院 事務局長	杉浦圭輔君

---

教育委員会 学校教育課長	伊藤彰浩君
〃 社会教育課長	梶哲也君

---

監査事務局長	西井芳准君
--------	-------

---

選挙管理委員会 事務局長	櫻庭敏夫君
-----------------	-------

---

農業委員会 事務局長	安原敬二君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	石井明伸君
〃 総務議事 担当主幹	渡邊敏一君
〃 総務議事 係長	伊藤千穂子君

(午前10時00分 開 議)

○議長（竹村恵一君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番若山議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、公共施設等の空調設備整備について、2、熱中症対策について、3、犯罪被害者支援について、議席番号7番、伊藤議員。

○7番（伊藤新一君） [登壇] 議席番号7番、伊藤新一、通告に基づき質問いたしますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入ります。件名1、公共施設等の空調設備整備について、項目1、今後のスケジュールについてお伺いいたします。地球温暖化の影響により、気温の上昇が続いております。昨年の夏は40度を超える地域も出てきており、北海道においても8月23日から26日まで熱中症警戒アラートが発表されるなど市民の生活に大きな影響を及ぼしました。年々気温の上昇により猛暑日が続いていることから、各自治体において熱中症対策として様々な

対応を行っております。特に北海道においては、昨年から空調設備等が整っていない小学校、中学校をはじめとした教育施設等を優先しながら公共施設等の空調設備等の整備を進めている自治体が増えております。赤平市でも今年度の予算において空調設備等更新実施設計委託料が計上されております。その後順を追って空調設備の整備が進められていくと思いますが、今年の夏季においても猛暑日が多くなってきており、北海道でも熱中症警戒アラートが発表されている地域も出てきていることから、市民の出入りする公共施設等の温熱管理を早急に進めていくべきだと思います。そこで、今後の空調設備の整備スケジュールについてお伺いをいたします。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 庁舎空調設備整備の今後の整備スケジュールについてでございますが、現在空調設備等更新実施設計業務において工事の工法やコスト等を考慮し、最善の更新となるよう検討を進めているところですが、実施設計業務は来年2月までの委託期間となっております。庁舎空調設備整備の工期は、既存の蒸気ボイラーの撤去を含め、令和7年4月から令和8年9月までを検討しており、庁舎におけるエアコンの使用は早くても令和7年の年末以降になると考えております。冷房の必要性、なるべく早くということにつきましては十分理解しているところでありますが、工事に約1年半を要することから、来年の夏のエアコンの稼働は難しいことをご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君） [登壇] ただいま実施設計業務委託期間が来年2月までということでした。また、工期についても令和7年から令和8年9月までを検討している、早くても令和7年の年末以降になるとのご答弁をいただきました。工事についても約1年半を要するようですが、今後も地球温暖化の影響により気温の上昇が予測されます。市民の皆様が各種手続に訪れることや他自治体からの来客対応、また職員の熱中症対策や業務効率の向上のため

良好な環境を整えていくことが急務であると思いません。約1年半という期間がこれ以上延びることがないように、空調設備の整備手続を進めていただきたいと思います。この質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、件名2、熱中症対策について、項目1、クーリングシェルターについてです。今年の4月1日に改正気候変動適応法に基づき市町村長は暑さをしのぐ場所として公共施設等をクーリングシェルターに指定し、一般に開放することができることとなりました。気温の上昇により危険な暑さとなり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合、熱中症警戒アラートのほか、1段階上である熱中症特別警戒アラートが発表されます。危険な暑さから避難するための場所として、各自治体では空調設備が整った公共施設等をクーリングシェルターに指定し、開放しております。警戒アラート、特別警戒アラートについては、気温だけで判断するものではなく、気温、湿度、日射、輻射、風の要素を算出する指標としているために北海道では警戒アラートは発表されていますが、特別警戒アラートの発表に至る地域は今のところありません。しかしながら、地球温暖化により年々気温の上昇が進んでおり、北海道でもクーリングシェルターの指定をし、一般に開放している自治体も増えてきていることから、今後に向けた対策が必要であると思えます。今現在赤平市では、交流センターみらい、エルム高原ゆったり、炭鉱遺産ガイダンス施設、平岸コミュニティセンター等の空調設備が整備されている施設があり、先ほど答弁をいただきましたが、今後整備されていく施設もあることから、クーリングシェルターは熱中症対策として有効な手段になると思えます。そこで、今後の熱中症対策として市民に開放するためのクーリングシェルターの設置について当市の考えをお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） クーリングシェルター設置に係る当市の考え方についてでございますが、クーリ

ングシェルターは気候変動適応法に基づき市町村長が指定する一定の要件を満たした施設を熱中症特別警戒情報の発表期間中に開放するものであります。熱中症については、救急搬送も増加傾向にあり、環境省においては今後さらに地球温暖化が進めば極端な高温の発生も増加すると推測しております。このような状況を踏まえ、熱中症対策を進めるに当たりクーリングシェルターは自宅に冷房設備がない場合などにも有効な手段となりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君） [登壇] 熱中症による救急搬送は増加傾向にあり、今年も気温の上昇により7月1日から7月28日までの約1か月の間に全国で3万7,043人の方が救急搬送されております。北海道におきましても札幌市では7月に178人の方が救急搬送されており、そのうちの約半数が住居での発生となっております。答弁にもありましたように、クーリングシェルターは自宅に冷房施設がない場合にも有効な手段となりますので、ぜひ設置していただきたいと思えます。公共施設等を既に活用している自治体では、営業時間の長い商業施設の活用を行っているところもあります。市民の休憩場所として様々な施設を開放することで高齢者などの熱中症弱者にも効果的であると思えますので、赤平市においても今後検討していただきますようお願い申し上げます、この質問を終わります。

続きまして、件名3、犯罪被害者支援について、項目1、当市における条例制定について質問いたします。犯罪被害者支援についてですが、多くの方々は犯罪被害者になることや犯罪に巻き込まれることを想定して生活することはないと思えます。それゆえに、突然犯罪被害に遭うことは今後の人生に大きな影響を及ぼすことになり、犯罪被害者であるにもかかわらず大変つらい思いをして過ごさなければなりません。心身ともに対応できず、さらに行政窓口や警察署などで複雑な手続に関わらなければならなかったり、仕事を辞めざるを得なかったり、転居を

余儀なくされたり、様々な困難に苦しむこととなります。当市においても予期しない事件、事故がいつ発生するか分かりません。そのようなことから、条例制定の考えについて昨年も質問させていただきました。1年前の時点では、北海道の自治体で犯罪被害者支援条例の制定をしていた自治体は8.4%でしたが、今年の4月1日現在では約28.4%と増えており、51の自治体が条例制定をしております。犯罪被害者になられる方々に対しての精神的、経済的、社会的支援の必要性は高まってきていると思います。昨年の質問に対して条例制定に向けて検討してまいりたいと答弁をいただきましたが、その後どのような検討をされたのかお伺いをいたします。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 犯罪被害者支援に特化した条例制定に向けた検討状況についてでございますが、これまで条例制定に向けて作業を進めてきたところでございますが、現在赤歌警察署が事務局を担う赤歌地区被害者支援連絡協議会と条例の規定内容を協議しております。また、関係各課と住居支援や相談体制について調整を進めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま条例制定に向けて作業を進めてきたこと、現在各関係機関と調整を進めているので、ご理解いただきますようにという答弁をいただきました。

そこで、確認をさせていただきます。いつまでという期日までは明言されていませんが、条例の制定提案をするということで理解をさせていただいてよろしいのか確認をさせていただきます。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 犯罪被害者等を対象とした支援条例を提案してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま犯罪被害者支援に特化した条例を提案していただけると答

弁をいただきました。条例を制定することで犯罪被害者に対して速やかにきめ細かな支援を実施することができます。繰り返しになりますが、被害に遭われた方だけでなく、家族も様々な困難に苦しむことになり、引き続き関係機関と調整を進めていただき、赤平市民が安心して過ごせるよう犯罪被害者支援に特化した条例制定に向けて一日でも早く条例の提案をしていただきますようお願いを申し上げ、この質問を終わります。

以上をもちまして私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、地域コミュニティの現状と今後について、2、遊休公共施設等の活用について、3、炭鉱遺産の今後について、4、マイナンバーカードについて、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 議席番号1番、無所属クラブの木村恵です。

件の1、地域コミュニティの現状と今後について、項目の1、町内会の現状について、要旨の1です。先月赤平市連合町内会の方々と市議会議員との間で意見交換会が行われました。そこで連合町内会の方々から赤平市の町内会の現状について極めて深刻な状況にあることが報告をされました。連合町内会で実施された緊急アンケートの結果では、約83%の町内会で会長などの役員の成り手が不足しており、約52%の町内会が解散も視野に入っている、こういう回答がありました。このほかにも町内会館の維持に関しては約52%が困難であると回答し、防犯灯を市に維持管理してほしいかという問いに対しては約82%の町内会が賛成という結果でありました。他方で、募金であるとか、清掃活動、各種行事などは引き続き取り組まれており、広報の配布について

もできる限り協力をしていきたい、こういった意見もありました。総務省では、自治会等の活動の持続可能性の向上について自治会等の自己改革のみならず、市区町村として加入促進の取組や自治会等の負担軽減のための行政協力業務の部局横断的な見直しなどが必要であると発信をしています。町内会の現状についてどのように認識をし、これまで取り組んできているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 町内会の現状とその認識、これまでの取組についてでございますが、住民の高齢化、町内会加入者の減少などの原因によりまして町内会役員の成り手不足や町内会の存続についてのお話を連合町内会や町内会長会議など様々な機会を通じてご意見、ご要望を賜り、大きな課題があるものと認識しているところであります。市といたしましても防犯灯の補助率を上げ、また会館除雪経費を負担するなど町内会活動の一助となるよう取り組んでいるところであります。町内会が活動する地域行事、防災活動や広報配布、地域における困り事の解消など、地域コミュニティの重要性を認識しつつ、町内会と市がお互いに協力し合うことが必要であると考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 町内会からの意見、要望というのは、その都度行政でも対応されていると思います。また、毎年行政と連合町内会との懇談の場というのも設けていると思います。そういったところでお話をされていると。その中でですけども、町内会は任意団体であるということから、あまり行政が介入すべきものではないといった趣旨の発言があったということをお伺いしました。どのようなテンションの発言かはちょっと分かりかねますが、町内会の現状、あるいは赤平市全体の現状を見れば、お互いができないことを議論している場合ではないというふうに私は思うのです。町内会さんができないのだということも当然ありますが、行政側では積極的には介入

しないということであれば話は進まないのではないかと。先ほど引用した総務省の資料ですけれども、これ令和4年の総務省自治行政局市町村課というところでまとめられたものだったのですが、加入促進、部局横断的な見直しのほかにも地域担当職員制度や外部人材等の活用、防災や地域福祉分野などの団体、専門家との連携などが推奨されておりました。かつては、地域担当職員のことを私も議論しましたけれども、正直担当職員という方が板挟みのような状況に置かれる懸念などもあり、現実的ではないのではないかと意見を私は申し上げました。であれば、部局横断的な見直し、こういったものを進める、例えば機構改革、そういったものや外部人材、団体との連携、社会福祉協議会の方々ですとか、ほかの企業の方々、ボランティアの方々などと一緒に協議を進めていくべきではないかというふうに思うのです。お互いが何ができるか、財政的な支援、人材的な協力、外部に委託できる活動、それぞれができることを持ち寄り、議論をしていく必要がある、こう思いますけれども、考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 町内会等との議論についてのご質問でございますが、町内会の役員の成り手不足や町内会の解散について毎年ご要望の中に入っていることから、喫緊の課題であると認識しているところであります。地域のコミュニティを守るためにできることから始めることが近道というふうに感じておりますし、糸口を見つけていかなければならないものと思っております。お互いに歩み続けるために協力し合うことが必要であり、議員ご指摘のことも含め、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 認識のほうは共有していただいているということは、確認が取れました。町内会の存続、自治会の存続というのは、全国的な課題と今なっております。国も調査を行い、支援策を講じるために先ほどのようなことを行っているわけですが、自治体に対して通知とか報告とかい

ろいろあると思うのですけれども、画一的な通知というのは必ずしも地域地域の事情と合うものばかりではないということもあるのではないかと思うのです。やはり自治体が地域のコミュニティの声をじかに聞いてお互いできるところから話し合っていかなければならない、先ほど糸口というお話もありましたので、しっかりやっていただきたい。

連合町内会との意見交換の中で要望書も提出される予定だということをお聞きしましたが、まだ提出もされていないということもあり、今回内容については私取り上げておりませんが、要望書を提出されましたら、こちらも併せてですが、今の答弁のように協力し合う姿勢をもって取り組んでいただきたい、このようにお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。項目の2、指定地域共同活動団体についてです。要旨の1、本年6月26日に公布されました9月26日施行の改正地方自治法において、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する、こういった活動を行う団体を市町村長が指定することができ、当該団体への支援等に係る規定を整備するとして地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設、いわゆる指定地域共同活動団体制度が盛り込まれました。これについての考えをお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 指定地域共同活動団体についての考え方がございますが、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、新たに創設されたものであり、指定については市町村長が行うことができるとされております。人口減少、少子高齢化等により地域社会が様々な資源制約に直面する中で住民の暮らしを支えていくためには、地域の多様な主体が連携、協働し、地域の実情や関連団体の活動状況等を踏まえ、その必要性や活用の是非、適用範囲、課題等を十分に検討、検証することが重要であります。また、どのような事務を対象にどう行うのか、それにふさわしい指定団体はあるか、地域全体をカバーできるか、仮に実施するといたしましても様々な課題があ

るものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 新しく創設をされたもので、様々な課題があると。改正されたばかりですから、先例など、こういったものがないものですから、今のような答弁になるのはある程度やむを得ないということは思います。しかし、先ほども議論しましたけれども、課題が多いという前提から入ってしまえば取組も進まないのではないかと。実際に赤平市にこの指定地域共同活動団体に当たるコミュニティがないのでしょうか。想定される団体は、地域的な活動を行う自治会や町内会とその連合体、地域運営組織や特定非営利活動法人、NPO、企業など地域の様々な主体、これが想定されていると。そして、委託する事務の内容、高齢者等の生活支援や子ども・子育て支援、環境美化などが想定をされていると。これらの活動を行っているコミュニティは、赤平市にはないのかということだと思うのです。私は、部分的な事務委託などもできるのであれば、この制度で可能になってくるのではないかというふうに思うのです。そうすれば、自治体からの財政支援も今より強くすることができる、そういった可能性もあると。指定地域共同活動団体に指定された場合、担い手を増やしていくことが可能になってくるかもしれません。条例化には、今言ったように市町村の義務であるとか、団体要件、支援や活動状況の公表など様々なことを決めていかなければならないと。今現状そういったものをつくっている全国に自治体はないと。確かに非常に難しい問題なのかなとも思いますが、こういった課題の情報を集めて整理を行っていき、地域の様々な活動体と意見交換を前向きに進めていく、こういったことをしてはどうかと思います。考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 情報の整理、地域の活動団体との意見交換を進めることについてでございますが、繰り返しの答弁で恐縮でございますけれども、地域の実情や関連団体の活動状況等を踏まえ、その

必要性や活用の是非、適用範囲、また課題等を十分に検討、検証することが重要であるものと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕重ねての答弁ということでしたが、これ勝手に指定をするわけにもいかないことなので、まずはそういう団体に、ある程度の要件を満たしている団体に申請をしてもらって指定をするという形になっていくと思います。ということは、申請をする側がこれについての情報をしっかりと聞いておかなければならない、知っておかなければならないというふうに思うのです。例えばこの中で今言ったように町内会さんであるとか、NPOさんであるとか、そういったところがこういう情報を知りながら申請をされないのであれば、それは指定にはなりませんけれども、それを知って、情報を知ってこういうことであれば申請をしてやりたいという声が上がって指定ができていく、さらにはさっき言ったように財政支援なんかも強化することが可能になっていく、そういう可能性のあるものですので、ぜひ市民の方々、広範の方々と意見交換をする、あるいはまちづくり市民会議のような場所でこういったものについてもしっかりと協議をしていくということが必要なのではないかとこのように思うのです。逆に言うと、指定される団体のほうにも責任が伴いますので、活動報告であるとか、様々そういったこともありますので、申請をされない可能性もありますが、それでも今地域コミュニティの現状を見れば、存続が危ぶまれている赤平市としても支援はなかなか大きくできないという現状なので、こういう制度を活用していくことは大事なのだろうというふうに思います。そのために国でもこういう制度、法改正を盛り込んだということなので、こういったものの情報をしっかりと集めて意見交換など協議を進めていただきたい、このことを重ねて要望して質問を終わります。

次の質問に移ります。件名の2、遊休公共施設等の活用について、項目の1、旧3小学校の活用につ

いて、要旨の1です。旧3小学校の活用に関しては、本年1月に3か所で地域懇談会が行われました。3月の広報あかびらにその地域懇談会の結果が掲載をされております。旧茂尻小については、民間活用を目指し、PRを進める、旧豊里小学校については集会施設設置に向けた地域協議を進める、旧赤間小については現時点で再利用の計画はなく、今後も検討を続けるということになっておりました。先日の連合町内会との意見交換もそうですけれども、今市民の方々からも聞かれるのですが、進展が見られないのではないかとこの旨の意見が聞かれます。意見交換の中で旧豊里小に関しては新しい集会施設が建つことが決まっているかのような発言も出されておりました。公表されている内容や委員会報告でも施設を建設することは決定しているとは聞いていないのですが、改めて約半年経過しておりますので、その後の協議の進捗等お伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） 旧3小学校の活用に関わる協議の進捗についてでございますが、旧茂尻小学校につきましては文部科学省のホームページ、みんなの廃校プロジェクトに情報を掲載しております。これまで何件かの問合せが来ておりますが、具体的な話までは進んでいないという状況でございます。旧豊里小学校につきましては、活用に関わる6町内会長会議を開催させていただき、地域としてのご要望をお聞きしながらこれからの方策を検討している段階でございます。避難所を兼ねた生活館的な集会施設を建ててほしいとのご要望もあり、課題であります現会館の集約やその後の維持管理等の問題を検討するため協議を継続してまいりたいと考えております。旧赤間小学校につきましては、市と議会との協議に委ねるとされましたことから、将来を見据えた有効な活用に向け引き続き検討を進めてまいります。公共施設につきましては旧3小学校のみならず、市全体としてその総量と管理費を減らしていくことが必要とされ、今後も情報収集を進めながら有効な方策を取り入れ、地域の要望に沿えるよう努め



てまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕現状を確認することができました。具体的にすぐ進捗しているわけではないですけれども、歩みが止まっているわけではないのだろうという内容だったかなと思うのです。以前にも確認しましたけれども、公共施設等総合管理計画、個別施設計画において2021年から30年を計画期間として5年ごとに前後期に分けて計画を今進めていると。2025年度までに活用方法の協議、検討を行って2026年度、令和8年度から有効活用していきたいという計画なのです。この3施設そのものについては、計画上はまだ今その協議期間ですので、何も問題ないということを以前も確認しておりますが、しかし対策のほうの内容を見ると、旧赤間小でいえば図書館機能の移転であったり、公民館や炭鉱歴史資料館など、そういったものの機能導入などが含まれていると。旧茂尻小も東公民館の機能移転どうするのかということが入っている。つまりこの旧3小学校だけにとどまらないものであり、検討期間は今年度含めてあと1年半ですか、ということになりますので、しっかりと議論を詰めていく必要があると思うのです。この点についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） 公共施設等総合管理計画の検討期間についてでございますが、議員ご指摘のとおり旧3小学校につきましては2025年までの前期5年間で活用方策を協議、検討するとしております。この間庁内会議での検討を進め、一定程度の方向性はお示したところでございますが、計画の改定も含めまして市役所内部の公共施設等マネジメント会議などで進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕計画の改定も含め検討をされていくということで、計画期間もしっかりと見据えて対応をしていくことは確認でき

たと思います。

旧3小学校の話に戻しますが、先日台風10号は日本列島に多くの被害を引き起こしました。北海道でも大雨洪水警報なども出ました。災害の備えという意味においてですけれども、先ほど避難所という答弁あったと思うのですが、旧豊里小学校に関してですけれども、検討を継続しているという段階ですが、以前にも指摘しましたように地域住民の一番の不安というのは集会所もそうなのですが、やはり災害時の避難というところになるのかなと思います。避難経路や輸送の見直しなどを今年度中にしっかり行っていたきたいということを要望し、行っていただくこととなっておりますので、まずはその安心をしっかりと確保するという行なって協議の課題から外せる可能性も出てくると思うので、そういうように進めていただくことも一つではないかというふうに考えます。まず、地域の住民の安心、そのところを一番に考えてしっかり進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2です。スモールコンセッションについてお伺いをします。要旨の1です。国土交通省は、地方自治体が所有する空き家や廃校といった小規模な施設を民間に貸し、宿泊施設などに活用をしてもらうスモールコンセッションの推進に向けて支援強化を打ち出しております。施設の類型としては、宿泊、観光施設やサテライトオフィス、研究施設、養殖施設、移住体験住宅、スポーツ施設など多様であり、小さな自治体でもアイデア次第で活用が可能なものとなっております。旧3小学校を含む遊休公共施設などについてこのスモールコンセッションの導入は可能かどうか、こういった点も含めてこれについての考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） スモールコンセッションについてでございますが、現時点で国から出されております通知などでは地方自治体が所有する小規模な公共施設でも活用ができるとされております。今後旧茂尻小学校につきましては、民間活用を進め

る上で企業へ売却することへのハードルが高い場合は貸付けも選択肢としつつ、加えてスモールコンセッションにつきましても取り入れることが有効であるかの研究を進めてまいります。今後国土交通省では、実践ガイドラインの作成に取り組む方針を示しておりますので、動向を注視しながら旧3小学校を含め、本市における活用について研究していくべきものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 今までのPFI、民間資金活用による社会資本整備というものは、大規模な施設で官民連携といってもいわゆる官主導、手続もいろいろ複雑で課題も多かったというようなものになっておりました。例えば空港とか、そういった大きなものですが、今回提唱されているこのスモールコンセッションはそういった課題のハードル下げて、かつ伴走型支援も始めるという方針が出ておりますので、ぜひそういった情報をしっかりと捉えていただきたいと。

先ほど公共施設の総量と管理費減らしていきたいということがあったと思いますが、今公共施設多過ぎるということで減らしていると、面積減らしていくという計画に沿って行っていますけれども、正直大部分は公営住宅になると私は思っておりまして、例えば遊休公共施設があった場合ですが、可能性としてですけれども、利用価値があるそういった施設であれば指定管理などよりはこのスモールコンセッションのほうが、先ほど貸付けとかありましたけれども、収益性もあると、さらには公共性も保たれるという内容になっておりますので、何よりまちの活性化が期待できると。ただ売ってどこかの会社に来てほしいとか、そういうだけでは厳しい状況だというのは先ほど答弁にもあったとおりなので、今こういうものを活用して、では伴走型支援も活用して何とか民間の方々に公共施設を自治体が所有しておきながら利用していただくと、そしてしっかりとその対価も収入として迎え入れるということが可能となると思いますので、利用価値がある公共施設はぜひ

こういう方法使っていく必要あると思うのです。まず、先ほどと同様ですけれども、先例的なものが少ない、PFIがあるので、少ないという、あることはあるのですけれども、先例少ないということもありますが、まずは情報収集しっかりしていただいて調査研究のほうをしていただくと。公共施設がどんどん古くなる前に活用できるものは活用していただきたい、このように思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。件名の3、炭鉱遺産の今後について、項目の1、市民説明会及び市民アンケートについてです。要旨の1です。炭鉱遺産の今後については、8月16日から29日まで市内7か所において説明会が行われました。説明の中では、利用度や関心度、財政措置のあるべき姿のようなものですが、そういった項目を設けて市民アンケートを行ったことも触れられておりました。私も数か所に参加をしましたが、市民の参加者も少なく、関心の低さがうかがえたということです。同時に、説明会の目的がよく分からないといった声もあったように、市民の方々にとっては大きな判断だという認識の下、意見が出しづらいということもあったのではないかと感じました。今回のアンケート結果及び説明会の意見の集約など、終わったばかりで恐縮ですが、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今回のアンケート結果及び説明会の意見などの集約についてでございますが、議員も言われたように説明会の参加者は少なく、関心も低かったものの、併せて実施いたしましたアンケート結果につきましてはあくまでも現時点での速報値ではありますが、炭鉱遺産の浸透度については見学の有無の問いに対して見学経験ありの方が3割弱、見学経験のない方が6割弱で、関心度についてはある程度関心がある方が3割強、関心がない方は5割強で、炭鉱遺産保存予算への意向については増やすべき方は5%程度、現状維持の方は4割弱、減らすべきといった方が2割強となったところであ

り、おおむね炭鉱遺産についての関心の低さと炭鉱遺産保存予算についても現状維持及び減らすべきというご意見が多かったところであります。

説明会の意見については、議員も言われておりますように説明会開催の目的がよく分からないなどというご意見もございました。また、炭鉱遺産を重要文化財とすることを進めてほしい、炭鉱遺産ツアーなどで稼いだお金で業務を進めてほしいというご意見もありましたけれども、おおむね炭鉱遺産にはお金を使わず、市民生活に係る身近なものに使ってほしいというご意見が多く出されたところであります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕やはり関心の低さと多額の費用をかけることよりは現状維持という意見が多かったというふうに思います。私は、炭鉱の歴史そのものについては赤平市の大切な歴史、文化ということで保存、継承に関しては肯定的です。しかし、大規模な炭鉱遺産公園化であるとか、重要文化財を目指し、将来にわたって財政的な負担をしながら維持をしていくということについては反対の立場を取っております。そういった意味でいえば、今回のアンケート結果あるいは市民説明会から見えてくる市民世論というものは、私の考えとほぼ同じだったのではないかとこのように思っております。説明会で担当の係の方や畠山市長の発言というものを聞いておりましたが、重要文化財を目指したいとも目指したくないとも取ることができない発言だったと思います。例えばこんなに多額の費用がかかるのですということもなければ、これだけしかかからないのですという、そういった誘導的な言葉もなかったというふうに思います。極めて中立的に説明をされていた、その中で多くの反応が今言ったように重要文化財指定にこれだけの費用がかかるものは現状維持のほうが良いという声が多かった、そういう結果だったということは事実だったと思います。少なくとも私はそういう印象を受けました。畠山市長は、賛成、反対、どちらの意見にもくみしませんといっ

た発言されておりましたが、アンケート結果と説明会の意見を基に今後方針を決めていくということをおっしゃっておいりましたので、終わったばかりですが、方針決まったりしていないのかと思います。印象として畠山市長はどのように感じられたのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 私の印象といたしましては、議員ご指摘のとおり参加者の意見は炭鉱遺産については重要文化財を目指すということではなく、多額な予算をかけずに現状維持というご意見が多かったものと感じております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕同じような印象持たれていると思います。生活に近いところにもっとお金をかけてほしいという声なんかもあったし、水道の今後のことを心配されている市民の方々の声もあったのではないかとこのように思うのです。

1つ気になることがあったので、伺いますけれども、説明会の中で市民の方々の中に、先ほど説明会が分かりづらいといった中の方だと思っておりますが、ガイダンス施設の運営についての意見というものが出されていたのです。すごく否定的にガイダンス施設の運営自体をもっと縮小したほうが良いのではないかとこの意見当然ありましたけれども、ガイダンス施設で収益を上げていってお金を使っていけばいいのではないかとこの意見なんかもあったのですが、今回の説明会というものはあくまでも重要文化財の指定に向けて今後どのような対応を取っていくのか、つまり立坑やぐら、ヤード棟といった部分、そこに長期的改修のこれだけの費用がかかりますよと、重要文化財になった場合はさらに国指定の工事等々が入りますよという説明を中立的に行われていたもので、あくまでも立坑やぐらとヤード棟などの今後について重要文化財指定するに向かうか向かわないかについての意見を求める説明会だったというふうに思っております。現状維持もしくは見守り保存なども含めて、そういった意見を求める説明会

で、炭鉄港の取組であるとか、現在行われているガイドつき見学を含むいわゆるガイダンスの運営などに大きく支障になるようなことを聞いているわけではないと、そういう理解でいいのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今回の説明会は、重要文化財の指定も含めた市として今後どのように炭鉱遺産を保存していくのか、つまり多額の予算をかけるのかどうかということについて市民の皆様にご意見を伺うというものであります。説明会のご意見とアンケート調査の結果を踏まえたこれからの対応については、今後判断してまいります。基本的には炭鉄港の取組や入館者及びガイド見学者への対応など引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕引き続き取り組んでいくということでした。私も先ほど聞いていて自分でもよく分からないなと思っていてあれなのですが、いわゆるガイダンス施設については私建設時反対しておりましたが、現在社会教育施設として利用していくことには異議を申しはしません。当然ほかの公共施設同様、これが収入を求める施設だという認識もありません。ある程度維持管理費用かかることも認めておりますし、不要な予算はかけないほうがいいと思っておりますが、そういったものも認めてきていると。さらに言えば、物販などに関しても行政ではできないことから、外部委託して行ったりもしていましたが、それも今担い手がいないと、そういう状況になっていることも十分理解をしております。ただ、そういう事情を説明会に来られた方でなかなか分からずにもしかすると長期的改修とか重要文化財にならなければガイダンス施設そのものがなくなってしまうのではないかと、縮小してしまうのではないかと、ガイド見学などもやめてしまうのではないかと、というふうに混同されている市民の方々もいらっしゃるのかなというふうに感じたのです。それで今お伺いしたわけですが、あくまで

も重要文化財の指定を目指す、そういった方向に向けてどうするのかということ聞いて今後どのような結果になってもガイダンス施設であるとか、ガイドつき見学などには現時点では影響がないということは今確認できたということだと思います。

話を戻しますけれども、炭鉱遺産の今後についてということで今言ったような部分ですが、科学的根拠というものはそろったのではないかと、いうふうには私は思います。重要文化財の指定を目指す、いわゆる長期的改修費用、こういったものの是非というのは行政内部協議、畠山市長の判断に委ねられるということになったと思います。ぜひ慎重な議論と適切な判断、こういったものを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。件名の4、マイナンバーカードについて、項目の1、普及率と利用状況について、要旨の1です。本年12月2日に従来の保険証が廃止となります。マイナンバーカードと健康保険証が一本化というふうになります。広報あかびら9月号にマイナンバーカード出張申請サポートの案内というものが入っておりました。まだマイナンバーカード持っていない市民の方々がいるということだと思います。法律で義務化されていないものですので、持っていない方いても不思議ではありませんが、保険証が廃止になるということで、これ昨年9月にも議論させていただきましたが、改めて聞いていきたい。現時点でのマイナンバーカードの普及率とマイナ保険証の利用状況についてお伺いをします。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） マイナンバーカードの保有率とマイナ保険証の利用状況についてでございますが、8月末時点のマイナンバーカードの保有者数は6,324名で、保有率は73.8%となっており、全国の約74.5%とほぼ同じ水準まで達したところで、6月末の国保加入者のマイナンバーカード保有率は57.6%、利用率につきましては0.1458%と全国平均の利用率の0.1099%を上回っており、また後期高齢者医療のマイナンバーカード保有率につきまし

ては49.3%と国保加入者より若干少なく、利用率は0.0891%となっているところです。昨年10月からの推移ですが、マイナ保険証の登録者も増え、医療機関での利用者も増えているところでもあります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 保有者は6,000名余りと保有率が7割強という内容だったと。ほぼ全国水準まで達しているということは、確認できました。利用率も若干上がってきているということですが、それでも少ないと思うのです、マイナ保険証を使っている方。現行の保険証まだ使えるから、そういうことになっているのだとは思いますが、今の保有率でいくと約3割弱、26%ぐらいですか、の市民の方々はマイナンバーカードを保有していないということになると思うのですが、実際持っていない方から作らなければならないのかという問合せがあったのです。私は、作らなければならないというものではないというふうに答えております。義務ではないということです。行政担当係では、当然作らなくてもいいとは言えないと思うのです。作ることを勧めていかなければならないということは十分承知しているので、申し訳ないのですが、作らなければならないのかと聞かれば、ならないものではありませんよというふうにお答えをしております。ただ、困ることがあるなら作ろうと思うという方には、担当係のほうへ行くようにお勧めをしております。ただ、困ることが保険証だけならばできれば作りたくないという方に関しては、マイナ保険証の代わりになるものが届くので、それであれば別に作らなくてもいいのではないですかというお話もしております。

ただ、そのマイナ保険証の代わりになるもの、それについて確認をしなければならぬというふうにするので、次の質問なのですけれども、項目の2、資格確認書です。要旨の1に書きましたが、マイナンバーカードを持たない方についてはこの資格確認書が交付されると、いわゆる保険証の代わりとなるものです。当初これについては、プッシュ型で交付

されるということになっていたと思うのですが、最近になり、申請が必要になるという情報なども出回っており、SNS上とかで、市民の方々も不安がちょっと大きくなっていると聞きました。広報あかびら8月号で12月1日時点で手元にある有効な保険証は記載の有効期限まで使用することができると、有効期限を迎える前に資格確認書を交付することが周知されておりましたが、改めて申請などをする必要はないのか確認をしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 資格確認書のご質問についてでございますが、令和6年12月2日の保険証廃止後、木村議員がおっしゃるとおり現在あります保険証につきましては有効期限が切れる明年7月末まで使用することが可能です。マイナ保険証の利用登録がお済みでない国民健康保険及び後期高齢者医療の方につきましては、有効期限が切れる前の7月中旬頃に医療機関で受診できるように資格確認書を交付する予定でありますので、特別な場合を除き、申請なしのプッシュ型で交付することとなっております。

なお、特別なケースとして保険証が廃止となる12月2日以降紛失等の事象があった場合、現在の保険証は発行できませんので、マイナ保険証の登録がお済みでない方につきましては申請により資格確認書を交付いたします。こちらの有効期限も明年7月31日となっております。

いずれにしましても、現行の被保険者と同様に被保険者が安心して必要な医療を受けていただくために周知と併せて切れ目のないよう準備を進めていきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 まず、申請要らないということが確認できたと思います。そのようにしっかり対応していただきたいと思いますというふうに言っていたので、安心していただきたいというふうに伝えたいと思います、市民の方々に。

ちなみに、資格情報のお知らせというのものもある

のですが、マイナ保険証あるけれども、例えばそれが使えないとか、そういったときのための資格情報のお知らせということで今まで講じられてきているものですが、これが交付されると。これは、マイナ保険証持っていない人ではなくて持っている人に交付されるものなのですが、これについても申請なしで現行保険証の有効期限が切れる前に届くという理解でいいのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 資格情報のお知らせについてでございますが、現段階では正式な通知は届いておりませんが、こちらはひもづけされている方に対するお知らせで、マイナ保険証の保有者のご自身の被保険者資格等を簡易に把握するためのものであり、申請なしで7月中旬頃をめどに発送を見込んでおります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 正式な通知はないけれども、これも有効期限切れる前に届けようということ考えているということは確認できました。しっかり行っていただきたいです。保険税払っているのに特別な事情の中、先ほども言いましたけれども、保険証がない状態になるというのは本来おかしなことだと思うのです。絶対に届かなければならないと思うのです。それで、今回のマイナ保険証一本化ということですから、市民の方々に要らぬ不安を与えているのではないかというふうに私思うのです。現行保険証使っている方、まだほとんどです、マイナ保険証持っています。ですので、有効期限が切れる来年、マイナ保険証しか手元になくなり、それを使うことになりますので、そういった時点でも市民の方々から相談等もあるかもしれないです、様々な。これからもまだ当然12月、さらには来年と様々な方が相談等にも来られるのではないかと思いますので、丁寧な対応と、そして今言ったような情報もできるだけ適切な周知行っていただいて市民の方々が不安にならない、そしてしっかりと使えるという状況を確保していただきたいと思います、このことを

重ねて要望しまして質問を終わります。

以上で質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、一般行政について、議席番号2番、今野議員。

○2番（今野宙君） [登壇] 議席番号2番、参政党、今野宙、通告に従い質問させていただきます。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

まず、件名の1、一般行政について、項目の1、Wi-Fiの整備、利活用について、要旨の1です。まず、確認でございますが、ほかの各自治体でも国の方針なども踏まえた上でネットワーク環境の充実といったことを進めていると思っておりますが、現在の当市での整備、活用状況について確認させてください。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） Wi-Fiは、ケーブルがなくてもインターネットに接続できる無線LANの規格の一つであり、Wi-Fiを利用しますとスマートフォン、タブレット端末などが限られたエリア内ですが、データ通信を行うことができる通信機能でございます。地方自治体がWi-Fiを提供する場合、大きく区分しますと、1、観光、2、防災、減災、3、住民サービスの向上、行政事務効率化の3つが利用目的と考えられます。

ご質問のWi-Fiの整備、利活用状況でございますが、庁舎内におきましては住民サービスの向上を目的に無料で使用できるフリーWi-Fiを平成29年度から整備しており、現在も継続して実施しております。また、このWi-Fiとは別に災害時に使用できる公衆無線LANにつきましても整備しているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕今の内容で今現在その他での設置、また予定、計画が進んでいる施設などはあるのか伺います。

○議長（竹村恵一君）総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君）現在住民サービスの向上を目的に公共施設で設置しておりますWi-Fiの設置状況でございますが、市役所庁舎、コミセン別館、総合体育館、炭鉱遺産ガイダンス施設、エルム高原温泉ゆつたりの5か所に設置している状況であります。

Wi-Fiの新たな設置予定でございますが、今現在決定しているものはありませんが、Wi-Fiについては主に観光、防災、行政サービスの向上が中心となっておりますので、新たな設置には施設利用者のニーズや利便性と費用負担のバランス、費用対効果も含め、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君）今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕ありがとうございます。近年のネットワーク社会の中で整備、利活用というのは今後重要になってくると考えております。先ほどの答弁の中でもあったとおり、各施設なども含めた行政サービスの充実ですとか、今年に入ってから能登半島地震はじめ、先日の台風の影響など多くの災害があったと思いますが、災害のときに情報を得る環境というものが整っているというのは市民の安心、安全含め、非常に重要であると考えますし、そうした災害時の避難所などにも整備の必要があるのではないかと考えております。また、観光振興の分野では、炭鉱ガイダンス施設ですとか、エルム高原施設の改修など今後のことを考えますと、市外からも赤平市を訪れる方が今後さらに多くなっていくといったことが予想されますので、そうした方々の利用満足度にもつながってくるのではないかと思います。整備に関しての要望も少なくはないと思いますが、自治体として今後の対応、方向性について市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君）市長。

○市長（畠山渉君）自治体としての今後の対応、方向性についてでございますが、国におきましても2021年にデジタル庁が発足し、コロナ禍以降行政のあらゆる分野でもオンライン化が進んでおり、市役所における窓口業務のデジタル化、国が推進するマイナンバー活用など通信環境の整備は市民サービスの向上や行政の業務効率化に大きな役割を果たすものと考えております。Wi-Fiの設置、運用にはイニシャルコストだけではなく、ランニングコストの負担もありますことから、それらも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君）今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕昨今イベントですとか、赤平キャンプブレイクイベントですとか、その他各イベントであったり、議会改革の中でも議会を多くの市民に見てもらおう、または知ってもらおうといったことで将来的に今後検討している議会の中継、配信などもありますし、また今環境配慮や作業効率化などで、これは今現在導入予定で審議しておりますペーパーレス、タブレット化に関する検討会などでは通信速度の点ですとか、うまくつながらなかったりなどの事象も発生したりしております。そうした事象なども考慮に入れながら、まち全体でのネットワーク環境の充実ということについて今後前向きな検討のほどよろしくお願いいたします。この質問は終わります。

次の質問に参ります。項目の2、交通安全街頭啓発ユニホームの更新についてということで、要旨の1です。赤黒のまちづくりとして、交通安全の旗を更新されたと思いますが、街頭で立たれている協力者の方々の被服に関しては更新のご予定はあるのか伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君）市長。

○市長（畠山渉君）旗の更新時に合わせて街頭啓発に立たれている方々の被服の更新についてでございますが、4月から9月まで交通安全運動に合わせて早朝より啓発活動を行っておられる交通指導員をはじめ、多くの方々が啓発運動にご参加いただき、

改めまして感謝を申し上げます次第でございます。

さて、被服の更新についてでございますが、交通指導員の皆様につきましては平成27年に当市で購入させていただいたものを貸与したところであります。また、途中就任された方につきましては、その都度新規で購入したものであることから、使用に耐えられるものと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕ありがとうございます。また今後仮に更新のタイミングなどがあれば、温暖化などで気温も上昇していることもありますので、そういった季節などにも配慮した被服などにしてはどうかといった意見もありますが、それに関しではいかがでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 季節等に配慮した被服の要望についてでございますが、交通指導員の制服につきましては色は灰色で長袖のものを着用していただいております。北海道の年間平均気温も上昇傾向にある中、早朝の街頭啓発は気温の変化等にご苦労もあるかと推察しているところであります。このことから、体のご負担にならないよう交通指導員の皆様のご意見を伺ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕次の要旨の3です。予算配分ですとか、政策の順序を考えていく中で旗の更新に合わせて協力者側への配慮としてそうした被服などのことにも検討の必要があるのではないかと考えておりますが、これに関して市長の考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 協力者への配慮についてでございますが、繰り返しの答弁で大変恐縮でございますけれども、交通指導員の方々のご意見を伺った上で適切な判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕現在様々な方が街

頭に立たれていると思います。交通指導員の方はじめ、ほかの協力者の方々含め、まちのために活動してくださっていると考えておりますので、そうした方々も含めて今後については検討していただきたいといったことを要望して、次の質問に入ります。

次の項目の3、敬老事業に対する支援についての要旨の1、現在社会福祉協議会から1人当たり500円の支援があると伺っておりますが、市の単独事業としては今現在は行っていないと聞いております。敬老感謝ということで、今の赤平を支えてくれている、または今まで支えられてこられたのは今赤平に住まわれている高齢者の方々だと思いますので、町内会での認識としては市長は今後の支援についてはあまり前向きに考えておられないのではないかとといった見解のようなのですけれども、この支援の件についての考えをお聞きいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 敬老事業に対する支援についてでございますが、初めにこれまでの経緯について申し上げたいというふうに思います。赤平市では、町内会等が主催する敬老会に対して平成18年度まで75歳以上の方を対象に1人当たり1,000円の助成をしておりました。しかしながら、平成18年度当時は財政再生団体にならないための対策として各種補助金などを削減したところであり、敬老事業につきましてもやむを得ず平成18年度末をもって廃止をさせていただいたところでもあります。その後平成19年度から敬老会開催に要する経費を町内会のご負担と社会福祉協議会からの助成金で対応いただいておりますが、こうした状況を勘案し、赤平市といたしましては平成23年4月に地域コミュニティ活動推進事業補助金として助成し、以降敬老会も含め町内会の様々な事業に対しご活用をいただいていたところであります。その後町内会の運営自体も厳しい状況であることも踏まえ、令和2年度からは町内会運営費交付金と名称を変更し、運営費も含め敬老事業など各種事業にも引き続き交付しているところでございます。



これまでの経緯については、以上のとおりでありますけれども、しかしながら近年では敬老会を行うところもあれば、行わない町内会もありますことから、敬老会以外の事業も含めた町内会活動全般の運営費に充てることのできる交付金という形で現在も支援させていただいております。このようなことから見ますと、敬老会に対する補助金の名称は変わりましたが、現在も継続して支援しているものと認識しております。

○議長（竹村恵一君） 今野議員。

○2番（今野宙君）〔登壇〕ありがとうございます。これまでの様々な事情、当市の経済状況ですとか事情の中で現在の状況に至っているということと理解いたしました。答弁の中でもあったとおり人口減少の影響ですとか、町内会での役員、人手不足など運営自体も厳しくなっているという現状があるのはご承知のとおり事実としてあると思います。そういった現状の今だからこそ今後のお互いの協力体制であったりとか、どのような手助けができるのか、またもう一步踏み込んだ支援策など、そういうのを改めて一度考える時期に入ってきているのではないかなというふうに考えております。そうしたことも踏まえながら、その支援についてはぜひ前向きな方向となるよう検討していただくことをお願い申し上げて、自分の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩いたします。

（午前11時35分 休憩）

（午前11時45分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、太陽光発電について、2、安全・安心なまちづくりについて、3、教育問題について、議席番号5番、安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕議席番号5番、安藤繁です。通告に従いまして、質問いたします。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、太陽光発電について、項目1、太陽光発電施設設置の規制に係る条例の制定について、要旨1についてであります。太陽光発電施設設置規制条例につきましては町内会や地域住民の要望を受けて令和元年の9月の定例会から昨年まで毎年質問を行ってまいりました。以前にも話したことがございますけれども、私も地球の温暖化や最近言われている沸騰化などの近年の異常とも思われる自然状況を勘案しますと、クリーンエネルギーである太陽光発電は大いに活用し、子々孫々まで良好な地球環境を引き継いでいくべきと考えます。ただ、自分の所有地だから当然自分の好きなようにできる、人から何だかんだ言われることはないなど近隣の生活環境や住民の意向を無視、人の犠牲の上に設置することは許されないものと感じるところであります。自分の権利を主張するならば、隣人の権利も尊重し、侵害しないということは当然の帰結であるというふうに思われます。何事にも通じるところと思いますが、人を犠牲にしてではなく、人に信頼されるように、近江商人ではありませんが、事業というものは買手よし、売手よし、世間よしの三方よしの精神で行っていくべきと考えます。

昨年12月の定例会で私は、太陽光発電施設の設置の規制について国の動向と当市の条例制定に係る取組について伺うと質問をいたしました。市長からは、国の10月の発表では来年4月の規正法施行で進めており、当市は方向性を見守っている状況との答弁でありました。この市長の答弁を受け、国の動きに不確定要素があるのであれば市が先行して条例を制定し、国が法律を制定した後に見直す必要があれば条例を改正することとしてはいかがでしょうかとまた質問をいたしました。市長からは、今回の国の法改正だけでは近隣の住民の生活環境に影響を及ぼす設置も懸念されることから、私の指摘をお踏まえいただきましてより実効性のある条例制定に取り組んでまいりたいとの力強い答弁をいただいたところであります。私は、当市が国に先行して実効性のある条例を制定する方向で取り組むと理解し、市長の英断

を高く評価するとともに、今後、当事者が昼から来る予定だったので、ちょっと早くなったものですから、今来ておりませんが、当人共々私も早期の太陽光発電施設の規制に係る条例の施行を期待しておりますので、よろしく願いいたしますと述べ、質問を終了したところであります。前回は来ておりました。今日は、午後から来る予定だったのですけれども、早まったものですから、ちょっと席にはおりませんが、質問の第1ですけれども、太陽光発電施設の設置の規制に係る条例の制定について昨年12月の定例会以降の取組の進捗状況と条例の提案、施行の予定時期についてお伺いしたいと思いません。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 太陽光発電施設の規制に関わる条例の制定に関する進捗状況についてでございますが、昨年の12月以降の取組につきましてはさきに発足させた副市長を筆頭とした関係職員から成るワーキンググループにて協議を重ねているところです。また、経済産業省、弁護士等にも相談しながら条例制定に向け進めております。条例提案等の時期につきましては、年内をめどに条例の提案、明年を施行と考えたところでございますが、現在も関係機関に問い合わせるなど細部にわたり協議を重ねているところでありますので、現段階では予定時期を明確にお答えすることは大変難しく、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 条例の提案は、年内をめどに、また明年施行と考えていましたが、現在も細部にわたり協議を重ねているということでありまして、これに加えて議会への提案、議決等も勘案いたしますと一定程度理解をいたしますが、もうこの時期ですので、どのような条例にしていくのか骨子を決めていただいて、やはり腹をくくって進める時期に来ているのではないかとこのように思います。ワーキンググループで作業を頑張っておられることも私も耳にしております。さ

ほど遠くない時期に条例が提案、施行されると期待をいたしまして、要旨1についての質問を終了いたします。

次に、要旨2についてであります。市長からは今回の国の法改正だけでは、先ほども申しましたが、近隣の住民の生活環境に影響を及ぼす設置も懸念されることから、私の指摘も踏まえまして実効性ある条例に取り組んでまいりたいということでございますが、実効性ある条例といたしましては山梨県北杜市、市長も担当の方もご存じと思いますが、この条例が非常に参考になるのではないかとこのように思います。市長の答弁やその後の市長との会話から市長の考えに揺るぎはなく、実効性のある条例制定に確信を持っており私は推察しております。その実効性ある条例制定、この具体的な内容、どのような内容なのかについて伺いたいと思いません。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 太陽光発電施設設置の規制に係る条例の具体的な内容についてでございますが、先進都市を参考としながら太陽光発電施設の設置から管理、廃止等に至るまで必要な事項を定めるもので、周辺関係者への説明会、事業者に対する指導、助言などについても盛り込まれている内容となっております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 再質問したいと思います。

先ほどの答弁にありましたけれども、現在も関係機関などに問い合わせるなど細部にわたり協議を重ねているということであり、具体的な内容について細かに提示できない、こういうことは現状まだ決まっていないところがあるので、やむを得ないというふうに感ずるところでございますけれども、明確な実効性のある内容の説明ということになっていないので、やはり私としては一抹の不安を感じるところでございます。市民の生活環境を守るため、しっかりと規制ができる条例でなければ、はっきり言いまして制定の意味は全くないというふうには感

ずるところでございます。今日ちょっと当事者来ておりませんが、最後に本当にもう一度確認いたしますけれども、今後当事者と同じ思いをするような人が出てこないような実効性のある条例ができるだけ早期に制定されるということを期待してよろしいのでしょうか。これは、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 条例制定に向けた確認のご質問だというふうに思いますけれども、先ほども答弁させていただきましたとおりワーキンググループでの協議を進めている状況でございます。ただいまの議員ご指摘のとおり、実効性のある条例制定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 ありがとうございます。私の質問に市長より実効性のある条例制定に向けて取り組んでまいりたいとの答弁をいただきました。有言実行のすばらしい条例が制定されるということがただいま確認されました。市長の英断を高く評価したいと思います。再度ありがとうございます。今日来ておりませんが、今後早い時期に条例が制定されることを期待し、かつ楽しみにしております。傍聴席に今日来ておりませんが、早速帰りましたら報告いたしまして喜びを分かち合いたいと思います。これでこの質問については終了いたします。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員、ここで暫時休憩を取りたいというふうに思いますので、残りは午後からということよろしいでしょうか。

○5番（安藤繁君） はい、よろしいです。

○議長（竹村恵一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 それでは、午前中に引き続きまして質問いたしますので、ご答弁をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

件名2の安全、安心なまちづくりについて、項目1、安全、安心なまちづくりのための防犯対策について、要旨1についてであります。防犯カメラの設置の件につきましては私から令和3年の12月及び令和5年の9月の定例会においてごみの不法投棄の抑止対策や赤歌警察署長の発言に関連して質問しており、同僚各議員からも警察署の再編絡み等で防犯カメラについての質問がされておるところでございます。令和5年度版の赤平市の統計書によりますと、令和元年から令和5年までの暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領、放火などの犯罪発生件数及び検挙件数は一般犯罪と凶悪犯罪を合わせると156件であり、そのほかに少年犯罪も刑法犯と不良行為などを含めると67件発生しており、人口の割には結構な件数であると思ひます。今年の7月18日に令和6年度の防犯協会の定期総会が開催されております。市長も来賓としてご出席されておりましたが、総会議案の第7号議案に防犯カメラ設置拡充に向けた経過報告と今後の取組の項目が新たに記載されております。また、別添の資料には安全カメラと称して犯罪の抑止、防止を設置の目的とし、当市の防犯カメラの設置が小規模であり、安全、安心なまちづくりのために今後積極的に拡充する必要があるとあります。

防犯カメラについて先進的な取組をしている自治体がございます。まず、千葉県の市川市では、平成17年施行の市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例に基づき、公道や公園など市内全域の公共の場所に設置した防犯カメラの管理、運用を行い、犯罪抑止と市民の体感治安の向上に取り組んでおります。設置を開始いたしました18年、防犯カメラの台数は138台でありましたが、平成30年12月末段階では328か所に861台を設置しております。結果、犯罪認知件数でございますが、平成18年は9,835件でございましたが、平成29年には3,823件へと約3分の

1に減少したとのことであります。また、市川市でございますけれども、第2次市川市防犯まちづくり基本計画において女性や高齢者が1人でも安心して夜道を歩けるよう街頭防犯カメラの運用など防犯に配慮した道路などの環境整備を推進するとしており、設置開始から数年後には犯罪が50%から70%ほど減少しているということでございます。さらに、大阪府の箕面市でございますが、安全、安心なまちづくりを進めるため警察署の全面協力を得て全ての市立小中学校の通学路に750台の防犯カメラを設置しており、カメラを設置する自治会へ費用の9割を助成する制度を平成27年度に創出し、現在まで750台が設置済みであります。平成28年度には、市内の全ての公園200か所に300台を設置し、防犯カメラを安全、安心なまちづくりに積極的に活用しているということでございます。箕面市の犯罪認知率は、防犯カメラを積極的に活用する以前の平成27年は9.51でありましたが、運用を開始した平成28年には大阪府内平均の約半分となる4.60へと急減したということでございます。犯罪の検挙率、事件が起こった後の検挙率、この向上も重要でございますが、やはり被害が出ないようにすること、犯罪が発生しないように抑止することが、防犯が非常に大切だと思います。当市も積極的に防犯カメラ設置を進めるべきと思いますが、これらの先進市の取組状況を見て公共施設などにおける防犯カメラの設置の必要について市長はどのように考えるかを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 公共施設等における防犯カメラの設置の必要性についてでございますが、防犯カメラにつきましては犯罪の抑止、行方不明者の捜索、交通事故の状況確認など様々な効果があるものと認識しております。公共施設における防犯カメラの設置状況につきましては、社会教育施設、学校施設、温泉施設、市立病院などの施設の敷地及び施設内に12か所67台の防犯カメラを設置しております。今後につきましても公共施設等における防犯カメラの設置について取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 現在でございますが、公共施設の敷地及び施設内に12か所67台の防犯カメラを設置しており、今後も設置について取り組んでまいりたいと力強い答弁をいただきました。来年度以降当市の犯罪件数が大幅に減少するように積極的かつ効率的な設置を推進していただくことを要望いたします。

続きまして、要旨2についてでございますが、第6次赤平市総合計画の基本計画の基本目標その2に安全・安心で快適に暮らせるまちについての項目があり、その8として防犯、交通安全推進があります。施策の推進の（2）に防犯のための環境整備の内容が記載されております。犯罪のない明るいまちづくりを推進し、市民が安心して暮らしていくために警察署や防犯協会などとの連携を一層強化するとともに、町内会などを基盤とした密接な地域活動を通じて防犯への取組を支援しますとあります。三重県の津市、鈴鹿市、松阪市、伊勢市などの防犯カメラ補助金、助成金の事例をみますと、市によって多少の違いもありますが、自治会や自治会連合会、地域で活動している住民主体の防犯団体、地域づくり協議会、商店街振興組合及びこれらに準ずる団体が防犯カメラを設置する場合、機器等の購入費と設置工事に要する経費などの補助対象経費の2分の1の額で1台当たり上限10万から15万円を補助しております。昨年9月25日開催の三水会の席で赤歌警察署長より、赤平市は防犯カメラが少ない、管内でも当市の設置数は少ないほうであるとの話があり、今年の4月30日には赤平防犯協会、赤平交通安全協会、赤平商工会議所、赤平市町内会連合会、赤歌地区暴力追放運動推進協議会から連名で各公共施設などにおける屋外防犯カメラの設置、これのほかに町内会などを対象とした防犯カメラの設置費用の補助の事業の創設、家庭用防犯カメラ設置費補助金の創設についての要望が市長宛てに提出されております。

そこで、赤平市総合計画には警察署や防犯協会と

の連携、それから町内会などの防犯への取組を支援するというところでございますけれども、これらの防犯協会等の要望を踏まえ、町内会や商店街振興組合、各家庭などの防犯カメラの設置に係る費用の助成支援についてどのように考えているか、市長にお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 町内会や商店街振興組合、各家庭などの防犯カメラ設置に係る費用の助成支援についてでございますが、道内の助成支援の状況は札幌市が町内会等に対し公共空間を撮影する防犯カメラ機器の購入費及び設置工事費用等を補助しており、個人や事業者が設置する防犯カメラは補助対象外とされております。また、全国では個人に対して補助をしている自治体もあり、補助内容も様々でございます。

議員ご質問の市の考え方ではありますが、防犯カメラ設置については犯罪の抑止効果だけではなく、市民の安心感を高める効果もあり、その有効性は十分認識しておりますが、今後実際の町内会などのニーズも伺いながら研究してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 令和4年の北海道警察本部生活安全企画課、環境生活部くらし安全局道民生活課では、犯罪のない安全で安心な地域づくりについての質問の項目の中で地域を犯罪被害から守るためにどのような活動や対策が必要だと思いませんかとの調査を実施しております。調査結果報告によりますと、防犯カメラが何と73.3%と最も高く、街路灯の設置が62.7%、登下校時の児童の見守り活動が51%、防犯パトロール、それから交番の増設や警察官によるパトロールの強化というふうが続いておるところでございます。これらの結果から見ても防犯カメラの設置による犯罪被害の未然防止への効果が非常に期待が高いと、期待が表れているというふうに思います。ただいま市長の答弁で防犯カメラの有効性につきましては十分認識しており、今後実

際の町内会のニーズも伺いながら研究してまいりたいとの答弁をいただきました。今後研究の成果が現れ、犯罪のない安全で安心な地域づくりのため町内会や商店街振興組合、各家庭などの防犯カメラの設置に係る費用の助成支援の実施に向け、来年度以降の予算に反映され、かつ具現化することを強く要望いたしまして、この質問を終了いたしたいと思いません。

次に、教育問題についてでございますけれども、件名3です。項目1、小学校、中学校でのいじめについて、要旨1についてであります。政府が2013年6月にいじめ防止対策推進法を公布してから10年が経過しております。昨年の10月、文部科学省が公表した調査結果によりますと、いじめ認知件数が61万件を超える過去最多となっております。特にいじめ防止対策推進法第28条1項に規定する重大事態の発生件数は705件と前回調査の514件から37.2%も増加しております。また、小中高等学校から報告あった自殺した児童生徒数は、前年度の415人よりは減少したものの、369人という非常に深刻な状況にあります。

「月刊先端教育」編集部やイシューズに参加しているにしのやすひろさんによりますと、いじめ問題はこれまでは教育委員会が中心になって対応していたが、最近は自治体も積極的に問題に関与し、いじめの重篤化を防ぐための取組が活発化しているということでございます。いじめ問題は、学校や教育委員会が窓口となるのが多いのですが、関係性が近いため児童にとっては、親もそうですけれども、相談に抵抗がある、また最近SNSの普及によりましていじめが学校現場というだけでなく、広がっている現状があります。現場だけでのいじめ対応には限界があるという懸念が広がっているようです。そのため、市の教育委員会とは別に相談窓口を自治体で設け、いじめ問題にきめ細かくに対応する重要性が高まってきているということでございます。寝屋川市では、2019年10月に監察課という課を設置しまして寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例

をつくっております。保護者及び地域住民が寝屋川市に対しいじめに関する情報提供を行うという責務を明示し、さらに市長の権限としていじめの防止の申出があったときは必要な調査を行うことができることになっております。また、学校、その他寝屋川市の機関に対し、児童に対する見守り、いじめ防止の環境整備、訓告、別室指導、その他の懲戒、出席停止、学級替え、転校の相談、これ赤平は学校少ないので、転校ということにはならないと思うのですが、そういった支援の措置を講ずべきことを勧告できるということを明示しているということでございます。寝屋川方式と呼ばれる独自のいじめ対策は、三権分立の新しいアプローチを採用しているようでございます。具体的には、いじめ通報促進チラシを市内の小中学生に毎月1回配布しておりまして、チラシに通報用の手紙を添付し、被害者本人やクラスメートがいじめの情報を通報することができるということでございます。監察課では、いじめの初期段階から被害者、加害者、保護者、教員などに対しいじめの早期解決を図る行政的アプローチ、これが1つです。いじめ問題が解決しない場合は、加害者の出席停止、クラス替えなど教育委員会、学校に勧告する教育的アプローチ、これが2つ目です。さらに、いじめ問題が解決しない場合は、賠償請求などの民事訴訟の支援や警察への告訴の支援、これによる法的アプローチ、これ3つ目です。いわゆる三権分立、こういったアプローチを行うということでございます。監察課のいじめ対応件数は、2020年、市が大きいので、337件に上るそうですが、認知しました全件について1か月以内にいじめ行為を停止させて、全件でいじめの終結を確認しているというちょっとびっくりする業績を残している、素晴らしい実績を上げております。

当市もいじめ未然防止事業におきましてこの間もやっておりましたけれども、アンケート調査、それからアンケート調査による実態把握、それからいじめ問題対策連絡協議会の開催によりまして関係機関の連携強化、様々な取組をされておりますけれども、

寝屋川方式と呼ばれる学校でのいじめ対策の取組についてどのように考えるかを伺います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 大阪府寝屋川市で取り組まれているいじめ防止対策、いわゆる寝屋川方式についてどのように考えているかとの質問でございますが、率直に申し上げまして大変すばらしい取組であると考えております。しかしながら、一方ではこれらの取組をまねるとなると、本市と寝屋川市を比較しまして学校数や自治体の規模の違いなどマンパワー不足等により非常に厳しいという印象も持ち合わせております。寝屋川市では、市長部局にいじめ専門部署として監察課というものを設置し、市長権限でというお話もございましたが、ご承知のとおり平成26年6月公布の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、全ての地方公共団体に首長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置が義務づけられております。もちろん本市におきましても市長と教育委員会で構成する赤平市総合教育会議を設置し、市長にも一定の権限を有していると理解しているところでございます。いずれにいたしましても、先ほど議員のお話もございましたが、毎年いじめの把握のためのアンケート調査を実施しており、またいじめ問題対策連絡協議会、これにつきましても今月開催予定でございます。今後におきましても一層学校と連携を図り、いじめの早期発見、早期解決に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 全国的な問題でございますが、いじめの対応について新聞、テレビ等でも非常に批判が多い中でございますが、大阪府寝屋川市の対策が保護者から絶賛され、SNSで2.7万の反響があったということでございます。その理由は、児童の相談から僅か数日で行動を起こした市を主体とした迅速な対応にあります。

また、千葉県松戸市であります。市長事務部局にいじめ専門の相談窓口を設置しております。この

取組は、いじめの多様化や学校現場と関わりの深い市の教育委員会に相談することへのためらい、先ほど申しましたけれども、また現場対応が遅いというふうに感じている子供や保護者に対する配慮から生まれたということでございます。いじめの行動を本質的に解決するために第三者の立場から事実を把握し、再発防止策を策定することが必要とのことから、市長部局に設けられた窓口には心理士とソーシャルワーカーが常駐し、問題によっては弁護士にも相談する体制が整えられているというところであります。

当市におきましても先ほど教育長からお話ありました赤平市総合教育会議を含め、教育委員会や各学校、関連機関を含め、鋭意種々の取組がされており、本当に敬意を表したいと思えます。しかし、今年度の赤平中学校の生徒への学校評価、4月のアンケートで8月の学校の広報に出ていましたけれども、先生方はいじめや不快な行動を未然に防止するために様々な指導をしていますかという質問があります。これに生徒からあまり思わないというのが40.5%、思わないが1.7%あり、結果から推測する限りいじめの抜本的阻止にはなかなか今の形の中では限界があるのではないかと感じるとうふに感じるところでございます。寝屋川市とは本当に自治体の規模が違うと、そのとおりでございまして、そのままそっくりまねるといことはいかないと思えます。しかしながら、今後このような取組について研究をしていただき、取組ができるところもあろうかと思えますので、取組ができるところは取組によって当市のいじめ防止対策が今よりも少しでも実効性のあるものに結びついていていただきたい、こういうことを期待し、またかつ要望いたしまして私の全ての質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午後 1時25分 休憩）

（午後 1時35分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序5、1、観光振興について、2、農業振興について、3、防災対策について、4、健全な行財政の運営について、5、空き家対策について、議席番号8番、北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 議席番号8番、新政クラブ、北市でございます。通告に基づいて一般質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

件名1、観光振興について、項目、エルム高原施設等改修事業についてお尋ねをいたします。本年予算委員会にて開業以来28年を迎え、エルム高原の温浴施設ゆつたりの改修事業の設計委託料が計上され、議決されました。議決に際しては、改修設計のコンセプト、意図するところをお聞きしたところ、道内の温泉やキャンプ場を視察し、その成果をフィードバックできるよう取り組んでいると答弁をいただきました。そこで、ご存じのようにエルム高原は赤平市の数少ない観光資源でもあり、交流人口を大きく増やせる施設でもあると思っております。特に温浴施設ゆつたりは、心身ともに癒やせる施設として高い評価を得ております。このような施設をさらに評価を高め、交流人口の増加を図るには特徴ある改修が望まれます。改修設計の意図するところ及び具体的な改修内容についてお聞きしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） エルム高原施設の改修事業についてでございますが、既に入札を終え、基本設計の委託事業者を選定したところでございます。これまでエルム高原施設を管理しております指定管理者と市の担当で令和4年度より数回にわたり道内の温泉やキャンプ場を視察しております。今年4月には、リニューアルオープン前の妹背牛温泉ペペルにも視察に行き、エルム高原の改修の参考にすべく説明を受けながら館内を見学させていただきました。5月には、委託事業者と現在の施設の状況や問題点等の打合せをし、7月にはニーズに合った改修方法を検討するため劣化状況の把握、施設の在り方

を探るべく委託事業者が実際にコテージに泊まり、調査していただきました。これまでの調査や意見交換した内容を基に今後施設の現況調査を踏まえて将来的なメンテナンスやランニングコストの比較などを検討し、施設のリニューアルプランが作成され、来年度の実施設計となります。以前にもお話しさせていただきましたが、ボイラー設備や配管、浴室やサウナ、外壁など施設設備の老朽化が進んだ部分の改修と市民の皆様が利用しやすい施設となるよう今ある施設を工夫したり、サウナや露天風呂など特徴を持たせたりと近隣施設との差別化が図られるような改修ができればと考えております。エルム高原の壮大な景色や自然環境を生かし、市民が日頃の疲れを癒やし、市民に愛される施設、また市外からの家族連れも気軽に楽しめる施設となるよう進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ただいま温浴施設ゆつたりの改修に当たり現在は設計委託業者と実施設計について検討中とのことですので、決まり次第また教えていただきたいと思っておりますが、改修の意図として自然環境を生かして市民が日頃の疲れを癒やし、市民に愛され、さらに市外からの利用者が楽しめる施設となるよう施設設備の老朽化した部分を改修したり、今ある施設を工夫したり、サウナや露天風呂などに特徴を持たせたり、近隣施設との差別化を図れるような改修ができればとお答えになりました。改修の意図や改修したい内容については、それなりに理解をいたしました。ぜひ今市長さんが述べられたご答弁のごとく関係者の思いが改修に生かされるように進めていただきたいと思っておりますし、市内外からの多くのお客様の期待に応えられる改修になるよう大いに期待もしておりますし、私自身も楽しみにしております。どうぞ入ってみて驚くような改修をされることを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと。以上でこの質問終わります。

件名2、農業振興について、項目、スマート農業

における先端技術の導入とその成果についてお尋ねをいたします。農業人口の高齢化が進み、農地の遊休地化、農業者の1人当たりの面積が膨らんでくるのが考えられ、労働者不足が懸念されており、そうした問題解決のため、ロボット、AI、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の推進を令和3年から図るとの計画でしたが、今日まで導入された先端技術とその成果についてお伺ひいたしたいと思ひます。

○議長（竹村恵一君） 農政課長。

○農政課長（安原敬二君） ロボット、AI、ICT等の先端技術の導入とその成果についてのご質問でございますが、近年全国的な問題でもございます農業従事者の高齢化や担い手不足による農業者1人当たりの耕作面積が増大してきております。このことによりまして、国、北海道において農業従事者の作業の効率化、労働力の補完、生産性の向上などを目的にスマート農業を推進しております。当市におきましてもこれまでたきかわ農業協同組合や農機具メーカーの皆様のご協力の下、ドローンのデモ、人工衛星を利用した作物の生育状況や適切な時期での追肥などの技術研修を開催してきたところであります。現在のところ遊休農地はなく、自動操舵システム付トラクターやドローンを使用した防除等を導入し、耕作面積及び作物の収量も現状を維持している状況にあります。先端技術の導入により、課題の一つでございます担い手不足の解消には至っておりませんが、農業者の体力的、精神的な負担の軽減がされたとの声を伺ってございます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ただいまの答弁で赤平においてはスマート農業における先端技術の導入については自動操舵システム付トラクターやドローンを使用した防除等を導入し、耕作面積及び作物の収量は現状を維持しているとのことと理解をいたしました。しかし、大きな課題である労働力の不足は解消に至っていないとのことですが、赤平市の農家人口は平成12年690人おりました。これが令和2



年、20年後ですが、116人とこの20年間で83%の大幅な減少しております。このような労働力の不足を補い、収量を確保するためには、さらなる先端技術を導入することが必要であります。この先端技術の導入による成果を得るためには、1戸当たりの農地面積を大きくすることだと思っておりますが、赤平市として1戸当たりの農地面積を広げることについての考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 農政課長。

○農政課長（安原敬二君） 議員おっしゃるとおり、当市における農業人口は急激に減少してきております。先ほども答弁させていただきましたが、担い手となる農業者1人当たりが受け持つ耕作面積が増大してきており、一部の農業者からはこれ以上農地を受け持つことができないといった声も伺っております。農家1戸当たりの農地面積を広げることについての考えでございますが、当市の農地は平たんなところが少なく、面積の小さい圃場が多いため、国の補助制度を活用して整備した場合において多額の所有者負担が生じることとなります。このように圃場の大規模化には課題はありますが、今後も研究を続けてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ただいまの答弁のように、赤平市の農地は平地が少ないと、それと1戸当たりの耕作面積が小さいということもあって、なかなか大きく広げることが難しいということですが、農業はこの赤平市にとっても大事な基幹産業の一つでもあります。そういう意味で今後も研究を続けていきたいとのことですので、どうぞよろしくお願ひするしかありませんが、いずれにしてもスマート農業は進めなくてはなりません。どうぞこの技術の導入についても検討、研究をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。件名3、防災対策について、項目、内水氾濫の対応についてお尋ねをいたします。異常気象の影響等による大雨により空知川が増水し

た場合、空知川から小河川への逆流を防止するために水門を閉める仕組みになっているとのことですが、その場合赤平市の地形上内水がたまりやすく、住宅浸水の被害が出る内水氾濫のおそれがあります。過去の昭和56年にも内水氾濫により被害が出たことがありました。このように過去に被害を経験した市民は、大雨のたびに不安な気持ちを持って生活しております。全国的な統計でも浸水被害の約70%が内水氾濫であり、毎年右肩上がりに増えているそうでもございます。赤平市は、毎年防災訓練を実施しておりますが、避難所における対応や飲料水の確保などであり、内水氾濫を想定した排水訓練はされていないと思っております。そこで、赤平市の防災対策として内水氾濫の対応策についてお聞きいたしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 建設課長。

○建設課長（清水亘君） 異常気象における大雨により空知川が増水した場合の水門閉鎖等における内水氾濫の対応策についてでございますが、市内には地域の生活排水や雨水を堤防の中を通して空知川に流すため札幌開発建設部所管の樋門が7か所設置されております。平常時は開いておりますが、議員が言われますとおり大雨により空知川の水位が上昇し、樋門操作水位に達した場合には逆流による内水氾濫を防ぐため閉鎖することとなっております。このことから内水氾濫の発生が高く、浸水被害の影響を受けやすい泉町、西文京町においては対応策として内水をくみ上げるための水防用ポンプの設置、堤防内にも排水管を敷設しており、停電時でも稼働できるよう発電機等も備えているところでございます。また、過去の洪水における多大な被害により、内水氾濫被害の軽減を目的とした吉の川の樋門処理として札幌開発建設部所管であります赤平排水機場が設置されております。近年では、平成28年の豪雨の際も西文京町に設置されている水防用ポンプと赤平排水機場が稼働し、内水氾濫や浸水を防いだところでございます。また、樋門の影響とは関係ございませんが、同年の豪雨の際に空知川が増水による影

響を受け、収穫前の水田に越水被害を及ぼした滝の川においては治水対策として令和5年、6年度の2か年の施工により閉塞した河道の流下能力を確保するためしゅんせつ事業も実施しております。しかし、近年の気候変動による豪雨は、想定や計画を上回る降雨量をもたらしていることから対策が万全であるとは言えない状況であります。このようなことから官民一体となった流域全体で取り組む流域治水を推進すべく、今後も国や道と連携を図りながら防災対策及び治水対策について取り組んでまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。ただいま内水氾濫の対応策として泉町、西文京町に内水をくみ上げるための水防用ポンプの設置や堤防内に排水管を敷設し、停電時においても稼働できるように発電機などを備えているとのことですが、最近では想定外のことも起きます。ポンプの点検は、定期的に行われているかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 水防用ポンプの管理状況についてでございますが、ポンプ設置状況については現地を定期的に巡回し、目視により確認しております。実際にポンプを稼働させた点検につきましては、令和2年度に西文京町において札幌開発建設部協力の下、堤内排水に水をため、水防ポンプを稼働させ、状況を確認したところでございます。また、停電時に使用します発電機につきましても毎年稼働状況を確認し、オイル交換等の整備を行っております。今後も災害時に備え、施設の管理に努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま対応策の説明を聞いて安心をいたしました。このような対応策を準備していることを防災訓練等で市民に伝えれば、不安を払拭することができると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。件名4、健全な行財政の運営について、項目、庁内業務の迅速化、効率化に向けたRPAの活用についてお尋ねをいたします。庁内業務作業についてパソコン等を用いて一連の作業を自動化できるソフトウェアロボット、RPAを活用し、庁内業務作業の迅速化、効率化を図るとして令和2年より推進しておりますが、RPAの活用による成果としてRPAの導入の評価である3点についてお伺いしたいと思います。1点目は、RPAの導入により単純だが時間を要する業務を減らすことができたか、2点目は雑務から解放されて本業に専念することができたか、3点目は残業代や時間外の光熱費を削減することができたか、この3点についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションの活用についてでございますが、当市におきましては数あるソフトウェアの中からローコードで専門知識がなくてもシナリオの作成が可能なことから、導入当初からUiパスというソフトウェアを使用しております。ライセンスの制約もあり、主に財務会計システムにおける伝票作成の自動化に活用しております。毎月同じ相手先への支出負担行為があるなど、定型的な伝票処理の作成に有効なことから、学校教育課、総務課、社会福祉課が主に活用している状況となっております。導入の効果といたしまして、職員数の削減や光熱費の削減など明らかに目に見える形で効果をお示しすることはなかなか難しいところではございますが、伝票作成処理など単純作業における時間の短縮が図られ、その時間を本来人がすべき業務に振り分けることができていると考えております。また、人的ミスの軽減が図られておりますことも一つの導入効果であると考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま3点についてお聞きしたけれども、職員数については削減は

できているというようなことおっしゃいましたけれども、これは正職員の数であって、正職員プラス会計年度任用職員を足した数で言わせればどうなのでしょう。それがこの効果として見えてこない部分だと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） おっしゃるとおり、まだ職員1人とか2人とか、そういった人数まで見える効果としては現れてはいない状況ではございますが、繰り返しになりますけれども、単純作業を人がやらなくても済むということで本来人がすべき業務のほうに時間を割くことができているという状況になっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] それについては、理解いたしました。今まで私どもが予算、決算等で審議する場合、必ずデータを基にして審査するわけです。このデータは、市長さんがおっしゃる根拠あるものだと。今回費用をかけてこういうRPAを導入してデータが出てこない、令和2年から5年までの間のデータが出ないで効果があったと思うでは全く根拠に乏しいと。せっかく費用かけてこういうシステムを導入したのであれば、それなりのデータが必要です。決して私は職員の皆さん方の仕事の効率化とか迅速化を否定するものではありませんけれども、しかし費用をかけたのならそれなりの効果が必要だと思うのです。今答弁の中でも具体的な数字が全く出てこない。ただ効果があったと思うのでは、これは何の根拠もないと言わざるを得ないのです。市長さん、いかがですか、これについては。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今議員から必ず審査に当たっては、決算委員会のことだと思うのですけれども、データを基に審査していると。費用かけているが、データは出てきていないのではないのかというご指摘だと思います。データというのは、今受けた印象でいきますと、データといいますか、費用かけて、

それによって職員が何人減ったのかとか、時間外が何十時間減ったのかとか、そういうデータのことおっしゃっているのではないのかなというふうに想像してお答えしたいというふうに思いますけれども、RPAというものについてそもそもほかの民間企業でも使っている、導入しているところございますけれども、目に見えて例えば職員をそれによって何人減らせたとかというところまで行き着いているというのがなかなか少ないというふうに私は見ております。恐らくインターネットの中で検索していただいてRPAの導入によって職員の人数が減ったのかどうかというところを見ていただければ、いろいろ出てくるかと思うのですけれども、私が検索してみたところ、そういったところまでにはなかなか行き着かないというふうに言われております。ただ、実際に先ほども財政課長のほうからご答弁申し上げましたけれども、目に見えたところではないのですけれども、実際に業務の中で定例的な作業に当たっているという時間がRPAによってそこが賄われている、それによって空いた時間という表現はよくないかもしれないですけども、それを違うところに、職員のヒューマンリソースをそこに、空いた時間をその職員のヒューマンリソースを違うところに充てていけているという表現をさせていただいたというふうに思っております。RPA、先ほどもありましたとおり、主に財務会計システムにおける伝票作成というふうに申し上げましたけれども、そのほかにも徐々にですけれども、シナリオ等の作成しながらほかの業務にも活用してまいりたいというふうに考えております。今おっしゃっていただきましたデータ出てこないというところなのですけれども、なかなか民間企業においても難しい部分があるものというふうに認識しております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 難しいという話なのですけれども、しかしこれは少なくとも費用かけているわけですから、難しいで済む話ではないのです。私も何回も言うけれども、データというのは今

市長さんがおっしゃるように、例えばこれ導入された令和2年から令和5年までの4年間の間にこういう数字が変わりましたとか、これがデータだと思うのです。これでもってこの効果を評価すると。これがなければ評価のしようがない、ただ効果ありましたでは、今市長さんがおっしゃるように仕事がフリーになったから向こうに回しましたといっても何の根拠もない話ししているのです。と私は思います。ですから、せつかくやること、私も言いますが、市の皆さん方の仕事の効率化とか迅速化を否定なんかしません。だけれども、お金をかけたのなら、私はそれなりの評価できるもの出してもらいたい、このように思っているわけです。今年で赤平市総合計画の6年の前期が終わります。前期の業務を後期に踏襲するという話も先にお聞きしました。ぜひこれも令和11年までですから、それまでにそれなりの効果が出たような数字を示していただければ私も納得できると思うのです。これがなければ、先ほども言うようにただ効果があったと思うのでは、これは通りません。我々もそんなことでは納得できないと思っています。そんなことで大変厳しいかもしれませんけれども、その辺を踏まえてこれからの5年間を計画遂行に当たっていただきたいと思っています。以上でこの質問終わります。

最後に、5番目の空き家対策についてお尋ねいたします。項目、空き家の現状と発生抑制と有効活用についてお尋ねをいたします。赤平市の空き家対策計画が令和元年3月に策定されました。そして、その年の11月に空き家対策の説明がありました。その中で赤平市の空き家の現状と対応として、令和2年に15件、令和3年に12件について調査をし、所有者や相続人に対して安全確保措置等の実施状況や所有者の特定についての報告がありました。その後赤平市空家等対策協議会が設置されましたが、協議会の動向や最近の空き家の発生状況及び有効活用と成果についてお聞きしたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 空き家の現状と発

生抑制及び有効活用についてでございますが、昨年12月、空家等対策の推進に関する法律改正が施行されたことに伴い、赤平市空家等対策計画の見直しを行うために本年2月、市長を含む7人の委員で構成されます赤平市空家等対策協議会を開催いたしました。第2期の赤平市空家等対策計画の策定のほか、現状把握や管理不全空き家等の承認やご意見等をいただいたところであります。空き家の現状につきましては、令和5年調査時では総数で422件となっており、前回調査の5年前と比較して32件増加したところであります。全国では900万戸が空き家であり、5年前と比較して51万戸増加し、道内においても7万1,000戸増の45万1,000戸が空き家となっているところであります。高齢化社会を背景にした施設入所や医療機関への長期入院、さらには相続人の所在不明等々、社会問題の一つとして数えられております。空き家の発生抑制と有効活用につきましては、解体費、工事費を助成するあんしん住宅助成事業においては令和元年度には26件、2年度には14件、3年度は助成額を20万から30万に増額し、倍以上の34件の実績を上げ、4年度は45件、5年度は37件と5年間で156件の方々にご利用いただき、効果があったものと思っております。また、中古住宅の活用を促すため、空き家住宅情報を提供しますあかびら住みかエールではこの5年間で売買、賃貸を含めて60件の契約が成立し、空き家発生抑制につながっているものと思っております。空き家を放置しておきますと、倒壊を招くおそれがあり、さらに衛生、景観等にも影響を及ぼす可能性があります。空き家の管理は、所有者等の責任において適切に行うことが大前提となっております。空き家にならないようPRを含めて当事者に対する意識の醸成を促し、所有者等に対する情報提供、助言、指導を併せて行いながら空き家の抑制を図ってまいりたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] 大変詳しいお話、ありがとうございました。ただいまの答弁で、令和

元年から5年までの間に空き家の解体を含めた有効活用件数については、解体費を助成するあんしん住宅助成事業及びあかびら住みかエール等を活用されて156件が有効活用されており、それぞれの件数や最近の空き家の発生件数や有効活用等については理解をいたしました。これで赤平空き家対策の動向がよく分かりました。しかし、残っている空き家が422件もあるのは、ちょっと驚きの数字でもあります。この422件については、お聞きしたところ、全く再活用ができないのが29件ほどで、残りはまだ活用できるという物件であるという具合に聞いております。解決には、時間と費用と労力がかかるとは思います、これらの空き家を放置すれば、今のお話にありましたように倒壊の危険が生じたり、衛生、景観等にも影響を及ぼす可能性もあり、早めに解決してもらわなければなりません。これについて今後も努力をしていただきたいと思います。

また、空き家の発生の抑制策として所有者及び市民への意識醸成とありますが、どのような対策を考えているのかお聞かせください。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 意識の醸成についてでございますが、空き家を放置することのリスクを十分認識した上で大切な不動産を適切に管理していただくことは所有者の責務であります。空き家にしないために自宅や実家等の将来について家族と早くから話し合いを持ち、住まいの終活について考えていただくことが大切であります。当市といたしましても所有者が責務を認識していただくため広報紙やホームページを通じて啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ただいまの答弁でよく理解いたしました。大変でしようけれども、これ以上空き家が増えないことを期待して、この質問終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時12分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)